

(認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業)

福岡県中小企業活性化協議会

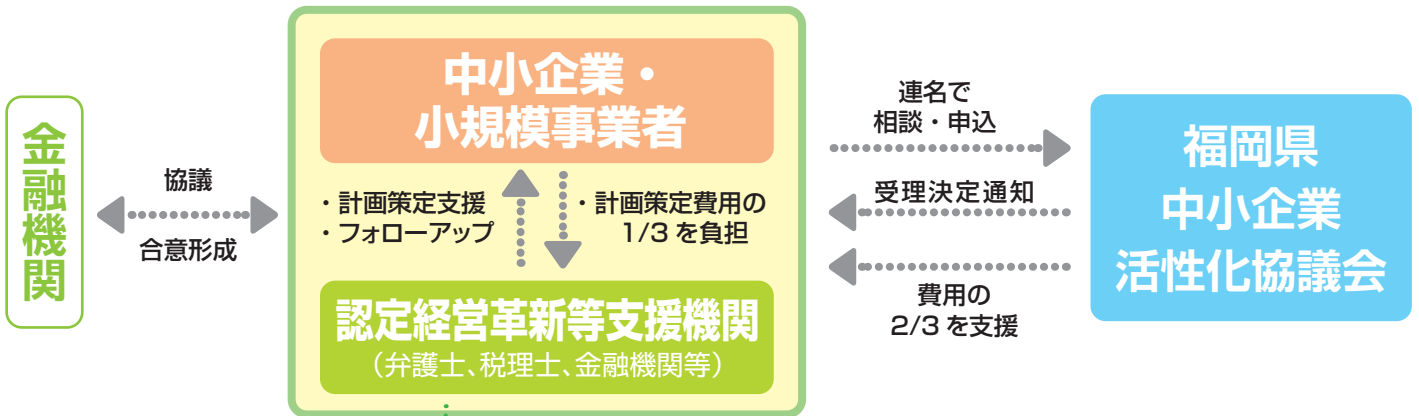
経営改善・事業再生 を行おうとしている方へ

外部専門家の
支援を受けた経営の
立て直しを支援

福岡県中小企業活性化協議会の経営改善支援部門で、
相談・申込を受け付けています。

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみならず、国の認定を受けた外部専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限300万円*まで)を負担**します。

※ 計画策定支援費用 上限 200万円
伴走支援費用 上限 100万円



認定経営革新等支援機関の役割

- ✓ 経営改善計画の策定を支援します！
- ✓ 金融機関調整を支援します！
- ✓ 計画策定後は定期的にフォローアップします！

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定経営革新等支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

本事業における企業規模の区分と費用の総額(消費税を含む)

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額 (伴走支援を含む)
小規模	売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満	150万円以下(うち伴走支援費用は総額の1/2以下)
中規模	売上10億円未満かつ有利子負債10億円未満(小規模を除く)	300万円以下(うち伴走支援費用は総額の1/2以下)
中堅規模	売上10億円以上または有利子負債10億円以上	450万円以下(うち伴走支援費用は総額の1/4以下)

お問合せ先

福岡県中小企業活性化協議会 経営改善支援部門
(旧：福岡県経営改善支援センター)
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル 7F
電話：092-441-1234 FAX:092-292-0255 e-mail：fkaizen@fukuoka-kyogikai.go.jp



利用申請から支払までの流れ

本事業において、申請者等から利用申請を受けて、支払を行うまで
手続の流れは以下のような業務フローとなっています。

1 利用申請

中小企業・ 小規模事業者

認定経営革新等支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定経営革新等支援機関と連名で、「事業利用申請書」を、中小企業活性化協議会に提出する。
- 認定経営革新等支援機関に主要金融機関(メイン行又は準メイン行)が含まれない場合は、経営改善計画策定支援を利用する申請者に対する金融支援を検討することの確認書面を提出する。

中小企業 活性化協議会

- 中小企業活性化協議会において申請書の内容を確認する。
【添付書類】● 中小企業・小規模事業者の概要及び履歴事項全部証明書
● 業務別見積明細書等について確認の上、受け付ける。
- 経営改善計画策定支援事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定経営革新等支援機関に通知する。

2 計画策定支援・合意形成

認定経営革新等支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 認定経営革新等支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定支援を実施し、金融機関提出前のドラフトを中小企業活性化協議会に提出する(メールで可)。
<中小企業活性化協議会で内容を事前確認>

3 支払申請・支払決定

中小企業・ 小規模事業者

認定経営革新等支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画について金融機関との合意成立後、認定経営革新等支援機関と連名で「計画策定費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。

※申請者の1/3の費用負担を示す証憑書類(振込受付書・払込取扱票等)の写しを添付。

中小企業 活性化協議会

- 中小企業活性化協議会では、経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】● 業務別請求明細書
● 中小企業・小規模事業者からの支払を示す証憑書類等
- 中小企業活性化協議会は、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定経営革新等支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用の総額の3分の2(200万円)を上限として支出する。ただし、計画策定支援における支払申請金額の2分の1は、計画策定費用支払申請時に留保され、その額を初回の伴走支援支払決定と合わせて支払います。

4 伴走支援(モニタリング)

中小企業・ 小規模事業者

認定経営革新等支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、計画策定後3年間の伴走支援に取り組み、その実施状況について中小企業活性化協議会に報告する。なお、伴走支援は、認定経営革新等支援機関が自ら実施するものとし、外部委託することはできないものとする。

5 支払申請・支払決定

中小企業・ 小規模事業者

認定経営革新等支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関は、連名で「伴走支援費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。

※申請者の1/3の費用負担を示す証憑書類(振込受付書・払込取扱票等)の写しを添付。

中小企業 活性化協議会

- 中小企業活性化協議会では、伴走支援報告書及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】● 業務別請求明細書
● 中小企業・小規模事業者からの支払を示す証憑書類等
- 中小企業活性化協議会は、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定経営革新等支援機関に通知し、伴走支援費用(経営改善計画策定費用含む)の3分の2(100万円)を上限として支出する。

申請書類は、利用申請・計画策定費用支払申請・伴走支援費用支払申請毎に異なります。
様式や添付書類は、福岡県中小企業活性化協議会ホームページを参照下さい。
URL:<https://keieikaizen.fukuoka-kyogikai.go.jp/>